

温室効果ガス (GHG) 情報の開示と検証

環境関連動向

2015年6月、金融庁・東証が コーポレートガバナンスコード発表

- 【原則2-3】「上場企業は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について、適切な対応を行うべきである」

2016年11月4日、パリ協定発行

- 2020年からの温暖化対策の国際ルール、COP21で採択
- 世界共通の長期目標の達成を目指し、全ての国が削減目標を持つ

2016年 ESG投資額が国内で増加

- ESG投資: E(環境) S(社会) G(ガバナンス)を基準にした投資行動



企業に求められること [ISO14001(2015)]

- 事業活動が環境に与える影響、気候変動等が事業活動に与える影響の理解、及び、課題の決定
【4.1 組織及びその状況の理解】
- 環境目標が企業の戦略的な方向性及び状況と両立
【5.1 リーダーシップ及びコミットメント】
- 課題に関連したリスクや機会の決定【6.1 リスク及び機会への取組み、6.1.1一般】、及び、その取組みを計画
【6.1.4取組みの計画策定】
- ライフサイクルの視点を持った取組
【6.1.2環境側面/8.1運用の計画及び管理】

気候変動における戦略

戦略を達成するための内部コミュニケーション、報告プロセスの確立

- どのような気候変動問題が戦略に影響を与えるか。(例: 適用の必要性、規制の変化や機会がグリーンビジネスを発達させる等)
- 短期的な事業戦略において、何が気候変動によって大きく影響を受けるか。(例: 現場作業の変更、事業の実施方法の変更)
- 長期的な事業戦略において、何が気候変動によって大きく影響を受けるか。(例: 主要事業対象の変更、新技術の開発や導入)

気候変動リスクや機会の特定

- リスクや機会を特定するプロセスを全社レベル、施設・部門レベルに適用
- 特定したリスクや機会の優先度合を決定

GHG排出削減目標・活動

- 短期、中期、長期の目標
- GHG排出量算定対象、算定方法の決定
- モニタリングの実施、検証対象の決定

スコープ3の算定とは:



近年、自社からの排出量のみならず、企業活動の上流から下流に関わる内容を算定範囲とする動きが広がっています。「スコープ3(その他の間接排出量)」の算定をすることにより、サプライチェーン全体における排出量、排出削減のポテンシャルが大きい部分が明らかになり、関係事業者間で協力して温室効果ガスの削減を推進することができます。

温室効果ガス(GHG)排出量情報の開示

- 直接的なGHG排出量(スコープ1): 燃料の使用や工業プロセスによる直接排出
- 間接的なGHG排出量(スコープ2): 購入した電気・熱の使用に伴う間接排出
- その他の間接的GHG排出量(スコープ3): 「購入した製品・サービス」、「事業から出る廃棄物」、「輸送・配送(上流、下流)」等その他の間接排出量

CSR報告書、サステナビリティ報告書、CDP、環境情報開示基盤整備事業ポータルサイト等にてGHG排出量の情報開示をする意義が増す中、

開示されたGHG排出量情報の検証を受けることで、報告内容の信頼性が向上します。

日本能率協会 地球温暖化対策センターの役割は:

情報開示された温室効果ガス排出量(スコープ1,2,3)の第三者検証を実施

【情報開示された温室効果ガス排出量が適正であることを国際規格であるISOに従った検証を通して客観的に保証をします】

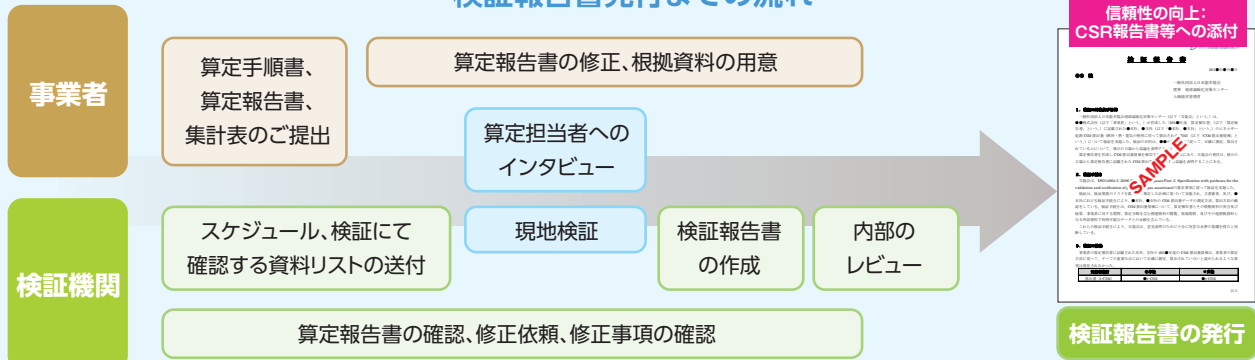
情報開示したスコープ1,2,3の信頼性向上

CSR報告書、サステナビリティ報告書、CDP、環境情報開示基盤整備事業ポータルサイト等にて開示した温室効果ガス(GHG)排出量情報の**信頼性を向上**するには？

第三者である検証機関により発行された報告書を開示

日本能率協会 地球温暖化対策センターは国際規格であるISOに従った検証を実施し、GHG排出量の値が適正であることを客観的に保証します。

検証報告書発行までの流れ



環境に配慮した取り組みへ(カーボン・オフセット)

日本能率協会 地球温暖化対策センターは貴社のカーボン・オフセットに対する取組を審査し、第三者機関として認証を付与します。
 ※カーボン・オフセットとは、製品やサービスで発生するCO₂を森林保全活動や省エネプロジェクト等により吸収・削減されたクレジットを購入することによって、CO₂の排出を埋め合わせる仕組みです。



一般社団法人 日本能率協会 地球温暖化対策センター(JMACC)のご紹介

JMACCはISO14065(温室効果ガス妥当性確認・検証機関)の認定をJAB(公益財団法人 日本適合性認定協会)から受けています。
2国間クレジット制度(JCM)、J-クレジット制度(排出源・吸収源)、環境省のASSET制度、東京都・埼玉県排出量取引制度等の各制度に対し、幅広く対応が可能です。

※温室効果ガスの審査・検証に関してご興味のある方は、JMACC@jma.or.jpへのメール、あるいは、下記票への記載によるFAX送信にてお問い合わせ下さい。ホームページのお問い合わせページからのご連絡も可能です。

JMACC

検索

<http://www.jma.or.jp/jmacc/>

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-2-2 住友商事竹橋ビル14階 TEL:03-3434-1245 FAX:03-3434-2886 E-mail:JMACC@jma.or.jp

見積り依頼／問い合わせ票

送信先FAX : 03-3434-2886

下記のとおり、検証に関する見積り依頼／問い合わせをいたします。

1 貴社名 _____

●ご所属: _____ ●ご氏名: _____

●TEL: _____ ●メールアドレス: _____

2 お問い合わせの制度について(該当する項目に☑をお願いします)

- スコープ1,2,3の検証
 JCM(二国間クレジット制度)
 J-クレジット制度
 ASSET制度
 東京都、埼玉県制度
 カーボン・オフセット制度
 その他(_____)

3 その他お問い合わせ事項

[_____]